

目 次

第 1 章 総則

1 趣旨.....	1
2 用語.....	1

第 2 章 申請等

1 申請.....	2
(1) 事務の取扱い.....	2
(2) 申請書類.....	2
2 手数料.....	3
(1) 徴収する手数料等.....	3
(2) 手数料の種類.....	3

第 3 章 審査基準

1 審査の基本.....	4
(1) 審査.....	4
(2) 参考文献.....	4
2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査.....	4
(1) 審査基準.....	4
(2) 承認審査.....	4
3 危険物製造所等の変更工事.....	4
(1) 変更工事に係る事務の取扱い.....	4
(2) 変更工事と申請等の種類.....	4
(3) 変更工事の区分.....	5
(4) 変更工事等の範囲.....	5
(5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続.....	5
4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認.....	6
(1) 審査基準.....	6
(2) 承認審査.....	6
5 危険物製造所等の区分等 (い)	6
(1) 区分.....	6
(2) 危険物の貯蔵及び取扱数量.....	6
6 構造設備明細書に記入する建築面積 (い)	7
(1) 床面積.....	7
(2) キャンピ一等.....	7
7 設置者等の氏名等変更の届出.....	7
(1) 設置者等の変更 (い)	7
(2) 届出を要する事案及び様式 (い)	7
(3) 届出 (い)	7
8 危険物保安監督者等.....	7
(1) 選任基準.....	7
(2) 危険物保安監督者.....	7

(3) 危険物取扱責任者	8
9 政令第23条による基準の特例	8
(1) 特例の適用	8
(2) 承認	8

第4章 技術基準

1 材料規制及び構造規制	9
(1) 材料規制（不燃材料）	9
(2) 構造規制	9
2 建物構造	9
(1) 特定防火設備（扉）の基準	9
(2) 屋根の構造	10
(3) 耐火区画	10
3 保有空地	10
(1) 保有空地の取扱い	10
(2) 保有空地の基準	10
4 地盤面	11
(1) 地盤面の取扱い	11
(2) 地盤面施工の技術基準	11
5 電気設備	12
(1) 電気設備の基準	12
(2) 防爆構造	12
(3) 換気及び排出設備の基準	12
6 タンク本体及び付属設備	14
(1) タンク本体の内面保護	14
(2) 注入口	14
(3) 危険物配管	15
(4) 防油堤及びポンプ周り	15
(5) 排水溝、油分離槽等（い）	15
(6) 消火設備	15
7 一般取扱所	16
(1) 構造規制	16
(2) 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所	16
(3) 20号タンク	16
(4) 棚と架台	17
8 屋内貯蔵所	17
(1) 屋内貯蔵所の基礎	17
(2) 架台	17
9 屋外タンク貯蔵所	17
(1) 防油堤に設ける階段	17
10 地下タンク貯蔵所	17
(1) 地下タンク貯蔵所と他用途	17

1 1	移動タンク貯蔵所	18
(1)	常置場所	18
1 2	屋外貯蔵所	18
(1)	区画	18
(2)	流出止め	18
1 3	給油取扱所	18
(1)	特別高圧架空電線 (い)	18
(2)	給油空地及び注油空地 (い)	18
(3)	水平投影面積の算定 (い)	18
(4)	キャノピーと日除けの取扱い (い)	19
(5)	固定給油設備及び固定注油設備 (い)	19
(6)	給油取扱所の有人セルフ化及び単独荷卸し (い)	20
(7)	店舗併設型給油取扱所への変更 (い)	20
(8)	自家用給油取扱所 (い)	20
(9)	給油取扱所を常置場所とするミニローリー (少量危険物貯蔵所) (い)	21
(10)	給油取扱所の敷地面積 (ろ)	21

第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

1	単独荷卸しの審査基準	22
(1)	単独荷卸しの対象となる危険物製造所等 (い)	22
(2)	単独荷卸しの対象となる危険物	22
(3)	給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件	22
2	単独荷卸しの具体的要件	23
(1)	関係者が実施する事項	23
(2)	石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項	23
(3)	運送業者の遵守事項	24
(4)	給油取扱所等所有者の遵守事項	24
3	予防規程	24
(1)	予防規程の作成義務	24
(2)	給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等	24
(3)	予防規程に添付する書類	25
(4)	予防規程の留意事項	25
4	安全対策	26
(1)	単独荷卸しに必要な安全対策	26
(2)	単独荷卸しに係る適正運用	26
(3)	単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準	26
(4)	給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準	27

第6章 検査

1	完成検査前検査	28
(1)	検査の種類	28
(2)	基礎検査	28
(3)	タンク検査	28

(4) 配管検査.....	28
2 完成検査	28
(1) 完成検査.....	28
(2) 完成検査の手續.....	28
3 完成検査前検査（水圧水張検査）	29
(1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について.....	29
(2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク	29
(3) タンク、配管等の自主検査.....	29
(4) 水張水圧検査の代替検査.....	29
4 不合格	30
(1) 完成検査.....	30
(2) 完成検査前検査（水圧水張検査）	30
(3) 不合格時の手續（い）	30
(4) 火災予防条例タンク（い）	30

第7章 その他

1 許可書等の再交付	31
(1) 再交付の種類.....	31
(2) 手續.....	31
(3) 手数料.....	31
2 予防規程	31
(1) 作成単位.....	31
3 廃止の届出	31
(2) 届出.....	31
(3) 廃止にともなう留意点.....	31
(4) 文書廃棄.....	31
4 休止の届出	32
(1) 届出.....	32
(2) 休止の留意点.....	32

別添

- 別添1 申請書等の記載要領
- 別添2 確認を要しない変更工事等の具体的な例示
- 別添3 稲沢市消防本部危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続（い）
- 別添4 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等（い）
- 別添5 不燃材料と耐火構造
- 別添6 電気設備の基準
- 別添7 電気設備の基準
- 別添8 消火設備の基準
- 別添9 タンク等試験結果報告書（自主検査）